



Discussion Paper Series

No.52

大正初期の「村民経済計算」
—山梨県町村是による推計の試み—

尾関学

December 2004

**Hitotsubashi University Research Unit
for Statistical Analysis in Social Sciences**

A 21st-Century COE Program

Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan
<http://hi-stat.ier.hit-u.ac.jp/>

大正初期の「村民経済計算」 —山梨県町村是による推計の試み*—

尾関 学**

概要

本稿は、明治・大正期に全国の各町村で調査・作成された町村是による、「国民経済計算」体系に準じた「村民経済計算」推計の試みである。まず、所得推計に関する日本経済史の研究成果を概観し、町村是による所得推計の可能性を提示する(第1節)。次に、使用する資料の紹介をかねて、『清田村・国里村々是』から町村是の収支勘定を説明し、「国民経済計算」との関連性を述べる(第2節)。つづいて、両村の職業別戸口数から就業構造を確認する。そこでは、大正初期においても、農家にとって兼業が重要であったことを指摘する(第3節)。最後に、『清田村・国里村々是』を用いて、まず生産所得を推計し、村民総生産と総支出勘定、個人勘定、村役場勘定、資本形成勘定、村外勘定を推計した(第4節)。本稿の推計は改善の余地を含んでいるが、明治・大正期農村の経済構造を明示的なフレームワーク、すなわち「国民経済計算」体系で描写できることを示した。

* 本稿は、一橋大学経済研究所 21 世紀 COE プログラム「社会科学の統計分析拠点構築(拠点リーダー・一橋大学経済研究所斎藤修教授)」より援助を受けている。また、当該プログラムによる研究会において報告の機会を与えられた。報告に際し、法政大学経済学部尾高煌之助教授、一橋大学経済研究所斎藤修教授、同深尾京司教授、同黒崎卓助教授、同攝津斉彦研究機関研究員、新潟青陵大学短期大学部谷口忠義専任講師より大変有益なコメントを頂いた。また、「国民経済計算」については、国際基督教大学石渡茂名誉教授からご教示を頂いた。記して感謝の意を表す。ただし、本稿について全ての責任は筆者にある。

** 一橋大学経済研究所 COE 研究員 E-mail: ozeki@ier.hit-u.ac.jp

目次

はじめに

1. 日本経済史における所得推計
2. 町村是の所得——『清田村・国里村々是』の収入と支出
3. 『清田村・国里村々是』の職業別戸口数——所得の源泉——
4. 『清田村・国里村々是』による「村民経済計算」の推計
 - 4-1. 町村是の収支勘定から所得推計へ
 - 4-2. 「生産所得」の推計
 - 4-3. 「村民経済計算」の推計
 - 4-4. 推計の問題点とその改善策

おわりに

資料

参考文献

付表

はじめに

明治・大正期の農村史研究において、村々の経済状況を知る資料として、斎藤萬吉『日本農業の経済的変遷』がよく知られている。一見、斎藤の調査は村を対象としている印象を受けるが、この調査は後の「農家経済調査」に繋がるもので、家の経済すなわち家計を対象としており、村の経済について知ることが難しい。加えて、調査基準や方法が不明である嫌いがある。

一方、全国農事会編『町村是調査標準』(1901年)により調査の基準と方法がマニュアル化され、村の経済に関する各種統計を記載した資料である町村是を用いることにより、村々の経済状況を示すことができる。しかし、斎藤萬吉調査を含めた「農家経済調査」一般に対し、町村是はデータの性質に問題があるとされる¹。資料名はよく知られており、約1,000町村分現存するが、明治・大正期の農村史研究において積極的に用いた研究は少ない。

これまで、明治・大正期農村における経済状況を具体的に描き出そうと考え、町村是を用いて消費の推計および構造分析を進めてきた²。しかし、消費の決定要因である所得の推計こそ、村の経済状況を示す指標として決定的に重要であろう。特に町村是は、一村を一家と見なし、その収入と支出とを捉える調査であるため、村の収支勘定の推計が可能であると思われる。

本稿では、大正初期に調査・作成された山梨県西山梨郡『清田村・国里村々是』を用いた、①町村是の収支勘定の説明、②職業別戸数の検討、③「国民経済計算」の枠組みを用いた「村民経済計算」の推計を行う。以下、順に述べていくが、その前に次節で簡単に研究史を概観する。

1. 日本経済史における所得推計

日本経済史における所得推計の研究として、一国を単位とするものは、戦前の内閣統計局による調査、土方成美、山田雄三の研究から、大川一司らによる『長期経済統計』により結実した³。

一方、藩や県および村レベルの所得推計としては、幕末の長州藩で作成された『防長風土注進案』を用いた穂本洋哉、西川俊作、石部祥子による分析、明治初期に作成された富山県『越中生産』を用いた佐藤正広の研究、松本貴典に

¹ 斎藤(1912)および柳田(1911)を参照。一般には、斎藤萬吉調査に比べ、町村是資料の性質が問題とされる。しかし、斎藤萬吉自身が行った「農家経済調査」のデータの一部は、愛知県の町村是に記載されたデータを利用している。この事実は、もう少し広く知られてしかるべきであろう。この点については、農林省統計情報部・農林統計研究会編(1975)、pp.30-31を参照のこと。

² 尾関(2003)、斎藤・尾関(2004)を参照。

³ 内閣統計局(1928)、(1934)、土方成美(1933)、山田編(1951/57)、大川他(1974)。

よる『府県統計書』を用いた県民所得の推計などがある。また、『府県物産表』の原票と考えられる資料を用いて、村内の「物産高」から村の所得分布推計をおこなった浜野潔の研究が存在する⁴。そして、尾高煌之助と山内太が新潟県蒲原5郡の町村是を用いて所得の推計を行った⁵。

町村是を用いて所得推計を行う際に重要となる研究は、上記のうち西川・石部により行われた、『防長風土注進案』の三田尻宰判(「宰判」とは郡とほぼ同じ意味の行政単位である)の経済計算と尾高・山内による町村是の分析である。

前者の西川・石部の研究は、幕末期における生産と消費および地域所得の推計を試みることを目的とする。彼らは、農作経費、消費支出、非農業所得について「国民経済計算」の観点から厳密な接近を行う。この分析の特徴は、『防長風土注進案』に記載された書き上げ調査を、現在の「国民経済計算」形式に合うように加工して所得の推計を行った点にある。ここでは農作経費、非農業所得ともに中間財の投入が明示された資料を用いており、仮定された付加価値率および所得率をもちいた研究とは一線を画する。

ただし、西川・石部の研究は、「注進案固有の欠陥としては、このほかに他国との交易、あるいは“輸出入”にかんする情報が欠如して⁶」おり、輸出入に関する分析が欠けている。そのため所得推計を行う際に、宰判内の総生産額と総支出額の勘定の推計値が大きく動く可能性がある。一方町村是による推計からは、対象となる町村の「輸出入統計」をもちいた村外とのやり取りを計上できる点にある。このことは、村内で生産された財の輸出依存度を推計することも可能にする。

後者の尾高・山内の分析は、新潟県の町村是から所得、消費額を推計した最初のものである。その研究は、生産額から中間財投入額を控除することにより、所得額を推計し、可処分所得を求め、最終的には貯蓄額を推計し、農村における貯蓄率の推計を行う。

そして、分析結果から、データの性質に問題をもつと思われた町村是に対し、いくつかの個別項目に固有な推計上の問題点を有するにせよ、それらに適当な考慮を加えることにより、町村是は経済分析に十分使用可能と結論している⁷。

⁴西川・石部(1975a)、同(1975b)、穠本(1988)、西川(1985)、佐藤(1986)、松本(2004)、浜野(2000)を参照のこと。ただし、浜野の研究は出来高ベースであり、付加価値ベースではない。

⁵尾高・山内(1993)、同(1994)。

⁶西川・石部(1975b)、p.21。

⁷町村是の利用に際し、経済学の知識が必要であることは、大橋(1982)、第七章「明治町村是と福岡県」を参照。なお、尾高・山内(1993)、(1994)は、町村是を経済学のフレームワークで本格的に分析した最初のものである。

ただし、この分析においては、「国民経済計算」の枠組みに準じた勘定体系の推計は行われていない。

本稿ではこれらの研究を手がかりに、「国民経済計算」体系に準じた「村民経済計算」の推計を目的とする。町村是から「村民経済計算」を推計した場合、その内部における勘定の整合性が保たれているかが問題となる。『防長風土注進案』を用いた西川らの研究も、この点は大分苦勞したことが彼らの研究から伺える。よって山梨県の「村民経済計算」推計に際しても、この点に注意して推計を行うことが必要である。次節では使用する資料の紹介を兼ねて、町村是本来の収支勘定を示す。

2. 町村是の所得——『清田村・国里村々是』の収入と支出——

明治中期に前田正名によって始められた町村是の調査・作成は、行政村を一つの経済単位と見なして、その範囲で生産・収入・支出の収支勘定を推計することを基本とする⁸。町村是調査のマニュアルである『町村是調査標準』（全国農事会編、1901年）によると、町村是とは、「其町村を一家と見做して収入と支出との経済状況を知らんと欲する」ものであった。これは調査年次におけるフローの勘定である。『町村是調査標準』では具体的に調査すべき項目を列挙しており、その「収入及支出」をみると、農産物の産出量から始まり副業収入、労賃収入、さらに小作料収入を把握し、諸税を含む支出を明らかにするように求めている。すなわち、一村を「一家と見做して」とはいつても、村内市場を通じた小作料や賃金のやり取りは正確に計上し、肥料などの中間財投入を明示的に支出へ算出する一方、農家家計内における中間財の算出と投入は二重計算を避けようとしたと考えるべきであろう。

そして、町村是の勘定体系にはこのほかに、「町村内外輸出入総額」という対外収支勘定と「町村共有財産、貯蓄金額」という財産調査によるストックの勘定が含まれている。すなわち、町村是は、フロー勘定の「収入及支出」、「町村内外輸出入総額」、ストック勘定の「町村共有財産、貯蓄金額」という3つの勘定体系から成り立っている。この3つの勘定体系を統合的に分析した研究は、まだ存在しない。

今回の推計に用いる山梨県西山梨郡『清田村・国里村々是』は、「大正二年度における事実に基きて、調査編纂せるもの⁹」であり、1915(大正4)年3月に刊行された。山梨県における村是調査の実態を示すものとして、明治36年6月の『山梨日々新聞』には、「郡町村是調査方針(一)、(二)」という記事がある。

⁸ 以下、本段落と次段落の記述は、齋藤・尾関(2004)、pp.156-158による。

⁹ 中込編(1915)の「凡例」に記述されている。

この記事によると「此程主務省〔内務省〕より本県に廻付せる郡是及町村是は将来郡及び町村の發達上裨益する所甚だ多ければ左に掲ぐ」とあり、内務省による地方改良運動の一環として村是が作成されたようである¹⁰。しかし、『清田村・国里村々是』の「緒言」には、明治 36 年の第五回内国勸業博覧会に審査補助のため執務していた村長中込茂作が、出品された村是を拝見し村是調査の必要性を感じ、作成したものである。その調査に当たっては、「農家経済調査」で有名な斎藤萬吉、他県農会の技師として町村是調査を担当した、愛媛県の岡田温、島根県の藤原勇造から助言を受けている。愛媛県は森恒太郎による『余土村是』が調査・刊行され、島根県では、明治 37 年、明治 44 年、大正 8 年に村是の「調査標準」刊行し、それぞれ町村是調査を重点的に行っていた県である。中込も『清田村・国里村々是』の調査と作成に際して、彼らの助言からえるところが大きかったであろう。

さて、『清田村・国里村々是』の対象となる現在の甲府市域に位置していた清田村と国里村は隣村同士であり、甲府盆地の中央に位置していた。清田村の現住戸数は 211 戸、国里村は 111 戸の農村であった。最初にこの村の収支勘定を『清田村・国里村々是』から確認しよう。

『清田村・国里村々是』に記載された収支勘定は、『町村是調査標準』の記載に準じている。すなわち収入の合計から支出の合計を差し引いたものとなっている。町村是の資料論の第一人者である佐々木豊も福岡県の町村是を用い、同じ視点からの考察を行った¹¹。はじめに佐々木の手法、これは町村是本来の勘定体系でもあるので、これを示すことにしよう。

【表 1 挿入：山梨県『清田村・国里村々是』の「収入支出一覧表」】

表 1 には、『清田村・国里村々是』に記載された「収入支出一覧表」を示した。この表は、『清田村・国里村々是』の各収入項目および各支出項目に掲げられた価額の合計を纏め上げて、左の「収入」と右の「支出」の勘定を作成したものである。これが先に述べた『町村是調査標準』の「収入及支出」である。ただし、表 1 の収入欄にある 4.水産収入、5.商業収入、6.雑業収入、7.農家副業収入について、『清田村・国里村々是』では、すでに収入額(=生産額)から中間財投入額が控除された所得額(=付加価値額)が記載されている。よって、表 1 ではこれらについて収入額(=生産額)をブラケット内に示す。なお、第 3 節の所得推計(表 3 を参照)では、ブラケット内の数値を利用する。

¹⁰ 『山梨日々新聞』(1903a)、同(1903b)を参照。

¹¹ 佐々木(1970), pp.28-38。

表 1 の内容をパネル A の清田村を例に説明しよう。表の左側にある収入の各項目(番号 1~12)について、上から順番にいくつかピックアップすると、1.農業収入 139,371 円、6.雑業収入 2,334 円、10.貯蓄貸金利子 2,732 円、11.受取小作料 878 円、合計 160,731 円である。この合計額が、町村是における村の 1 年間のフローの収入額である。

続いて表 1 の右側に記載された支出の各項目(番号 13~23)についても、上から順にいくつかピックアップすると、衣食住に関わる 13.生計費 73,619 円、18.農業生産費 37,920 円、21.支払小作料 22,512 円、合計 167,202 円となる。この収入合計額から支出の合計額を差し引いた額が、町村是における利益となる。結果、パネル A の清田村は、6,471 円の赤字となる。一戸当では 30 円 66 銭、一人当では 5 円 57 銭の赤字である。パネル B の国里村も清田村と同じ項目で収入と支出が調査されているので、ここでは合計額と収支計算の額を確認する。国里村の収入合計額は、71,906 円、支出合計額は 73,649 円であり、差引では 1,742 円の赤字で、一戸当 15 円 70 銭、一人当 2 円 86 銭の赤字となる。

表 1 のように収入から支出を差し引いてその村の経済状況を知ることは、一見すると非常に明快である。しかし所得とは、生産額から中間財投入額を減じた付加価値額によって推計される。また、『清田村・国里村々是』には、輸出入統計表と村役場の精算勘定も記載されており、現在の「国民経済計算」に準じた勘定を形成することが可能であると思われる。よって本稿では、『清田村・国里村々是』の「収入・支出一覧表」「物資輸出入表」、「村役場精算表」、「生計費」の各項目を用いて、「国民経済計算」体系に準じた、「村民経済計算」勘定を推計することを目的とする。

3. 『清田村・国里村々是』の職業別戸口数——所得の源泉——

前節で『清田村・国里村々是』の収支勘定を確認した。ここで「村民経済計算」の推計に進む前に、所得を生み出す源泉となる職業別の戸数を確認することも必要であろう。はじめに、対象となる地域は異なるが、我が国最初のセンサスといわれる『甲斐国現在人別調』の個票を分析した斎藤修の研究から明治初期の就業構造を確認する¹²。明治初年農家世帯の就業構造は、生産年齢にある農家世帯構成員は、全員就業の状態にあった。そして、農家人口がほぼ全員就業の状態にあったということは、農村部における農業以外の経済活動は兼業という形態で行われたということの意味している。

¹² 以下、この段落は斎藤(1985a)、同(1985b)による。

[表 2 挿入：清田村と国里村の職業別戸口数]

『甲斐国現在人別調』から 40 年後、すなわち『清田村・国里村々是』の現住戸数と職業別戸数から就業構造をまとめたのが表 2 である¹³。はじめにパネル A 清田村の農業からみていくと、農業を専業としているのは、170 戸、工業を兼業しているのが 5 戸、商業を兼業しているのは 9 戸、雑業を兼業しているのが 13 戸ある。次に、工業をみていくと、専業で従事する戸はなく、農業を兼業としている 1 戸のみである。つづいて、商業も専業はなく、農業を兼業としているのが、4 戸ある。最後の雑業は、農業を兼業としている 7 戸が存在する。

そして、清田村の職業別戸口数の備考には「本村にては農業以外の職業にて生活するもの甚た少なく他業に従事するものありとするも必ず若干面積の土地を耕作せざる家あることなし¹⁴」、とある。つまり農業に従事する戸がほとんどであり、農業以外の工業、商業、雑業に従事する場合でもかならず土地を耕作しているのである。なお、この点については後で確認する。

次にパネル B 国里村の職業別戸口数を確認すると、農業は、専業が 90 戸、工業を兼業するのは 3 戸、商業を兼業するのも同じく 3 戸、雑業を兼業するのは 4 戸である。

工業は、専業がなく、農業を兼業するのが 5 戸である。ここで国里村の工業収入項目を確認すると、瓦製造 2 戸、水車業 2 戸が記載されており、それぞれの摘要欄には「農業を副業に営めり」とある¹⁵。最後に商業の戸数は、まったく記載されていない。雑業は農業を兼業とする 3 戸、他の雑業を兼業する 3 戸が存在する。

以上から、『清田村・国里村々是』の職業別戸口統計について、次のような推論をたてることが可能であろう。すなわち、両村の職業別戸口統計に記載された戸数は、各収入項目に記載された戸数のうち、戸の収入に占める割合の大きいものを掲載したと考えられる。そして、この場合は戸の所得に占める割合が農業よりも若干多いため、工業、商業、雑業に含まれていると思われる。これは、現在の第 2 種兼業農家と同じ扱い方といってもよいのではないだろうか。

以上の両村の職業別戸口統計から判明することは、農業以外の業種に従事す

¹³ この表 2 のパネル A 清田村の農業欄の兼雑業戸数が、合計欄の兼雑業戸数と一致しない(前者が 2 戸少ない)。そのため、農業、工業、商業、雑業の合計戸数が、合計欄の戸数と一致しない(前者の合計戸数が合計欄の戸数より 2 戸少ない)。この理由は、『清田村・国里村々是』からは判明しない。

¹⁴ 中込編(1915)、pp.7-8。

¹⁵ 表 2 の職業別戸口数の戸数と一致しないが、現時点でその理由は不明である。なお、国里村の工業については、本稿第 4 節第 2 項も参照のこと。

る戸においても農業を兼業として行い、生計を立てている。また、両村は農業を基本としていたが、明治初期を対象とした斎藤の研究と同じように、大正初期においても農家における、兼業の果たす役割が重要であることが確認できる。

4. 『清田村・国里村々是』による「村民経済計算」の推計

第2節と第3節では、町村是の収入と支出との関係および職業別の戸口数から、清田村と国里村のデータを用いて所得を推計する際の手がかりを探ってきた。本節から「国民経済計算」に準じた「村民経済計算」について具体的な推計作業を行う。まず、生産をベースとする「生産所得」の推計を本節第1項、第2項でおこない、これをもとに「村民経済計算」の推計を本節第3項で行う。

さて、一般に「国民経済計算」における所得推計には、GNP概念とGDP概念が存在する。『清田村・国里村々是』に則して言うと、「村民」概念と「村内」概念である。本稿の目的は、村民の所得を推計することにあるので、村外との所得の移転を含めたGNP概念による村民所得の推計を行う。

4-1 町村是の収支勘定から所得推計へ

『清田村・国里村々是』を用いた「生産所得」は、各業種の収入額(=生産額)と中間財投入額を求め、前者から後者を減じて推計される。物的財の所得については、表3に各業種別の収入額、中間財投入額、生産所得額、付加価値率、生産所得合計に対する各業種の割合を示した。

[表3挿入：清田村と国里村の「生産所得」と付加価値率]

表3の各項目について説明する。列の左から業種、収入額、中間財投入額、生産所得額、付加価値率、(各業種が)生産所得に占める割合、である。まず業種および収入額については、表1の1.農業収入、2.竹林収入、3.工業収入、4.水産収入、5.商業収入、6.雑業収入、7.農家副業収入、それぞれの収入額をもとに、表3の①農林業(1.農業収入と2.竹林収入とを中間財投入額の関係で合併した。理由は次の段落で述べる。また、1.農業収入には農家の自家消費分を含む)、②工業、③水産業、④商業(ただし、マージンではなく、売上額である)、⑤雑業、⑥農家副業、計6つの収入額を示した。この6つの業種に対応する中間財投入額は、次の二つ方法で求めることができる。

まず、①農林業については、表1「収入支出一覧表」の支出欄にある18.農業生産費が、中間財投入額に該当する。本来ならば、この18.農業生産費を1.農業収入と2.竹林収入とに分けるべきである。しかし、18.農業生産費を双方に

分割できないため、1.農業収入と 2.竹林収入を合計し、①農林業とする。そして、それに対する中間財投入額として 18.農業生産費を用いる。ただし、18.農業生産費(37,920 円)には、9.自家産出肥料(5,362 円)を含むため、18.農業生産費から 9.自家産出肥料の額を減じる。さらに、尾高・山内(1994)が指摘したように、この 18.農業生産費には、農機具や種子購入費用が含まれており、本来これらは、投資費用の一部と見なすべきものである¹⁶。よって、18.農業生産費からさらに投資費用に該当する農具の新調・修繕分である清田村 647 円、国里村 318 円を減じた額を、18.農業生産費として計上する。

また①農林業については、もう一つ大きな問題がある。それは、生産コストに 21.支払小作料を含めるか、という問題である。「農家経済調査」では農家の所得を推計する際に、生産コストに支払小作料を含めている。しかし、社会勘定、すなわち「国民経済計算」の上からは、受取小作料はあらたに生じた所得である。ここでは、「国民経済計算」に準じた推計を行うため、支払小作料は、農業の生産費用に含まない¹⁷。また、『長期経済統計 9 農林業』においても、農業の所得は生産額から肥料などの経常的投入額を減じて付加価値額を推計しており、支払小作料は付加価値額に含まれている¹⁸。

つづいて、③水産業、④商業、⑤雑業、⑥農家副業については、各収入項目に「仕入金等控除額」、「原料等控除額」などが記載されており、それを中間財投入額とする。

最後に②工業の中間財投入額については、一つの仮定をもうける。清田村の工業収入項目には職員の賃金が記載されているため、この村の消費構造を分析した際の仮定を設けて対処する。すなわち、職員の受取った所得部分を受取総額の 2 割とする¹⁹。また、国里村の工業収入項目が二つに分類されている。一つが(イ)製造工業であり、もう一つが(ロ)賃工業である。前者には、瓦製造業と水車業が記載され、「原料等控除額」が判明するので、中間財投入額が判明する。一方後者は、職員の賃金が記載されているのみである。よって、(ロ)賃工業も清田村の工業収入と同じく、職員の受取った所得は収入額の 2 割とする。

そして、「生産所得」の推計にあたっては、以上のほかに、表 1 の収入欄にある 8.労働賃金、9.自家産出肥料、18.農業生産費、22.借金利子を用いる。ここ

¹⁶ 尾高・山内(1994)、pp. 218-219。

¹⁷ この問題については、荏開津(1985)、pp.104-105 を参照。

¹⁸ 梅村他(1966)、pp.50-52。

¹⁹ これは、清田村の雑業収入項目にある土木工事請負の場合である。請負業者 2 戸の収入金 500 円、仕入金等の控除額 400 円、利益 100 円とあるので、利益ないし賃金は受け取り総額の 2 割に相当した。斎藤・尾関(2004)、p.180 を参照。

で、22.借金利子について説明する。『清田村・国里村々是』によると、両村の農家では農工銀行や甲府市の資産家などから資金を借入れ、農業生産のための肥料購入代などに充てていたが、その借入金を自家生計費にも流用していた²⁰。よって、22.借金利子の半額を①農林業の中間財投入額に用い、残りの半分は生計費として計上する(本節第3項、表5の10個人消費(j)借金利子を参照のこと)。

4-2 「生産所得」の推計

前項では、『清田村・国里村々是』の表1「収入支出一覧表」を所得推計に用いる際の手続について述べた。その手続をもとに、表1「収入支出一覧」を「国民経済計算」の所得推計の枠組みに組み替えたものが表3である。以下、表3パネルAの清田村をもちいて主な組み替えの過程をしめす。なお、表3の収入額と中間財投入額に付してある番号は、表1の収入欄と支出欄の番号に対応する。

①農林業

収入額

- ・ 1.農業収入と 2.竹林収入とを合計し、①農林業とする。
- ・ 8.労働賃金のうち日雇男(これを8(1)とする以下同様)、日雇女8(2)、奉公男8(3)を加える。
- ・ 9.自家産出肥料を加える。

中間財投入額

- ・ 9.自家産出肥料を加える。
- ・ 18.農業生産費から、9.自家産出肥料と同額を減じ、さらに農具の新調・修繕費を減じる。
- ・ 22.借金利子の半分を加える(残り半分は、表5の10.個人消費(j)借金利子へ)。

②工業

収入額

- ・ 収入額の2割を所得額とする(脚注の19を参照)。

④商業

収入額

- ・ 8.労働賃金のうち、奉公男商3人8(4)を加える。

²⁰ 中込編(1915)、pp.175-176。

以上の過程を経て推計された、各業種の所得額と付加価値率および「生産所得」に占める割合を表3から確認する。はじめにパネルA清田村の①農林業を例に数値をみていく。①農林業の収入額は146,106円、中間財投入額が39,917円、「生産所得」が106,188円、付加価値率は0.727、生産所得に占める割合は、96%である。以下、清田村について順に「生産所得」額と付加価値率のみをあげていくと、②工業【205円・0.200】、③水産業【10円・0.667】、④商業【1,481円・0.051】、⑤雑業【2,334円・0.641】、⑥農家副業【441円・0.794】である。清田村の「生産所得」額の合計は、110,660円であり、付加価値率の算術平均は0.513である。最後に生産所得に占める割合は、①農林業が96%と圧倒的であるが、2%強の⑤雑業にも注意をはらう必要がある。

つづいてパネルBの国里村についても同じように「生産所得」額と付加価値率のみを順に示すと、①農林業【48,625円・0.776】、②工業【814円・0.232】、③水産業【17円・0.667】、④商業【236円・0.030】、⑤雑業【1,623円・0.800】、⑥農家副業【517円・0.832】である。国里村の「生産所得」額の合計は、51,833円、付加価値率の算術平均は0.556である。最後に生産所得に占める割合は、①農林業が94%と大部分を占める。しかし国里村においても⑤雑業が3%、工業が1.5%とその役割は看過できない。

ここで国里村の工業について少し触れておこう²¹。国里村の②工業収入額は、(イ)製造工業と(ロ)賃工業に分けて記載されていることを先に述べた。(イ)製造工業は、瓦製造工業と水車業である。国里村では、明治維新の頃に愛知県三河より瓦製造をする者が移り住み、この地の粘土質が瓦製造に適しており、斯業が開始された。そして、大正元年にさらに一戸の同業者が起業した。ここで製造された煉瓦は、中央鉄道(現在のJR中央本線)建設の際、笹子隧道その他の建設に用いられた。また、水車業は米麦を精白する精穀業のことである。

以上が、『清田村・国里村々是』から推計した両村の「生産所得」および付加価値率である。両村ともに、生産所得に占める割合は①農林業が圧倒的であるが、付加価値率を確認すると、③水産、⑤雑業、⑥農家副業が高いことが判明する。特に後ろ二者の収入は、第2節で触れたように、農家における兼業の重要性を示していると考えられる。

4-3 「村民経済計算」の推計

「国民経済計算」は、一国全体の帳簿としての役割を果たすものである。その体系の中心は、フローとしての年間の総生産と期首と期末のストック調査で

²¹ 以下この段落は、中込編(1915)、pp.94-95による。

あり、一国の経済的な豊かさを表す指標である GNP は、「国民経済計算」体系において推計される数値である。

「其町村を一家と見做して収入と支出との経済状況を知らんと欲」した町村是の収支計算は、表 1 で見たように基本的には生産に関するフローの調査である。だが、町村是の勘定体系には、対外勘定である輸出入統計、ストック勘定も含まれており、現在の経済勘定である「国民経済計算」体系に準じた村の経済勘定を作成することも可能であると思われる。

「国民経済計算」に準じた経済勘定の推計は、村の経済構造を示す点で重要である。そこで、前項で推計した「生産所得」、および『清田村・国里村々是』の「収入・支出一覧表」「輸出入表」、「村役場精算表」、「生計費」の各項目を用いて、「国民経済計算」体系に準じた、「村民経済計算」勘定を推計した。その結果を表 4 から表 8 に示した。

まず、表 4 村民総生産と支出勘定であるが、この表は表 5～表 8 から作成されるため、初めに表 5 から順に推計方法を説明する。

[表 5 挿入：個人勘定]

表 5 個人勘定は、村民の収支勘定である。表の右側の受取が個人所得の源泉を示し、前節で推計した(a)生産所得と(b)～(f)からなる 14.所得と 15.村役場からの移転所得(「貧困者救助費」)、16.国からの移転所得(恩給・勲章年金)、17.海外からの移転所得(海外からの送金)から構成される。

ここで問題となるのは、民間のサービス所得の脱落である。これは表 5 の左側の支出欄に示された家計支出に関連する、10.個人消費(d)冠婚葬祭費、(e)社交及娯楽費、(f)教育費、(g)衛生費の各項目から推計が可能であろう。たとえば、(g)衛生費には、診療、按摩、鍼灸、入浴、髪結、理髪などに対する家計からの支出額が計上されている。一方で、これらの業種の所得額はどこにも計上されていない。そのため、所得は過小推計となる。

『長期経済統計 1 国民所得』の基礎推計において、商業、サービス業所得額の推計は、分配面、すなわち利潤と賃金をそれぞれ独立に推計し、両者を合計して所得を求めている²²。そこで、政府サービスの産出額推計に準じて(本項の表 6 の説明を参照)、すなわち民間サービスの支出額を民間サービスの産出額とみなして民間のサービス所得を推計した。

まず、表 5 の 10 個人消費(d)、(e)、(f)、(g)を足し合わせて、民間サービスの

²² 経済企画庁経済研究所(1969)、pp.97-117 を参照。

支出合計額を求める。そして、これら民間サービス支出合計額の 50%は村外からの民間サービスの輸入であると考えられるので、初めに民間サービス支出合計額の 50%を控除し(この額は、表 8 村外勘定の 41.輸入に加えられる)、その残余である民間サービス支出合計額の 50%を両村内への民間サービスへの支出額とする。そして村内の民間サービスの支出額の 50%(=民間サービスの支出合計額の 25%)を村内の民間サービスが得る所得とみなし、表 5 の右側に 14. 所得(b)民間サービス所得として計上する²³。

以上から推計された、18.全個人所得は、清田村 123,790 円、国里村 59,242 円である。

表 5 の左側には支払である個人の支出額を計上した。その内容は、10.個人消費²⁴、11.直接税、12.貯蓄からなる。12.の貯蓄額は、18.全個人所得から、10.個人消費と 11.直接税との合計額を減じた額が計上され、清田村 14,620 円、国里村 9,452 円である²⁵。よって、13.全個人支出と 18.全個人所得とは、清田村 123,790 円、国里村 59,242 円で収支が一致する。

[表 6 挿入：村役場勘定]

表 6 は、村役場の収支勘定である²⁶。行政、国防、治安などの政府サービスの総生産は、公共財として社会に対して無償で提供されている²⁷。したがって、これらについては、市場価格が存在しない。また、政府による教育や上下水道のサービスなどはいくらかの料金を徴収しているが、その価格はコストをカバーせず、経済的に意味のある価格とはいえない。このため、政府サービスの産出額は、そのコストによって評価される。具体的な政府サービスの産出額は、次式によってあらわされる。

²³ なお、『清田村・国里村々是』の作成に助言をした、島根県農会藤原勇造が指導し、調査・刊行された島根県の町村是には、これらの業種について「収入金額」、「仕入元控除額」、「純益金」が判明する。現在、島根県の町村是からこれらの業種についての付加価値率の推計を行っている。今後は、島根県の推計から得られた係数を用いて『清田村・国里村々是』の商業、サービス業所得額の推計を行う予定であるが、さしあたり今回の推計では上記の仮定を用いる。

²⁴ 『清田村・国里村々是』の被服消費額には、ストックからの利用額が消費額として計上されている。よって、(b)被服にはこの額を控除したフローの支出額のみを計上した。詳しくは、斎藤・尾関(2004)、pp.160-164 を参照。

²⁵ そして、この貯蓄額が表 7 資本形成勘定の 34.個人貯蓄となる。

²⁶ なお、表 1 の 20.諸税負担額は村民の納入額しか判明しないため、表 6 は『清田村・国里村々是』の「村役場精算表」から作成した。そのため、両者の金額が異なる。

²⁷ 以下、この段落は白川・井野(1994)、pp.44-45 頁による。

$$\begin{aligned} \text{政府サービス産出} &= \text{中間消費} + \text{付加価値} \\ &= \text{中間消費} + \text{雇用者所得} + \text{間接税} + \text{固定資本減耗} \end{aligned}$$

だが、『清田村・国里村々是』からは、この式を満たす計数が得られない。よって、表 6 の 19.財及びサービスへの村役場支出と同額を 27.村役場サービスの産出に計上する。また、政府サービスに準じるであろう 29.耕地整理組合費は、反対にコストが判明しないため、29. 耕地整理組合費と同額を、左側の 20.財およびサービスへの耕地整理組合支出に計上する。

表 6 全体の説明をしよう。表の右側は、村役場の受取勘定で、25.間接税と 26.直接税、27.村役場サービスの産出、28.国・県から村役場への移転、29.耕地整理組合費からなる。合計額は 30.村役場収入にしめしたように、清田村 14,468 円、国里村 4,871 円である。表の左側は、村役場の経常収入の処分をあらわし、19.財およびサービスへの村役場支出、20.財およびサービスへの耕地整理組合支出、21.村民への移転支出、22.村役場から国・県への移転、23.村役場から他町村への移転、から構成される。村役場の支出は、24.村役場支出にある清田村 10,288 円、国里村 4,029 円、である。表 6 の村役場勘定では、収入が支出を、清田村で 4,179 円、国里村で 842 円超過している。

[表 7 挿入：資本形成勘定]

表 7 は、村内の資本形成勘定である。右側は投資の源泉である貯蓄額、すなわち表 5 の 12.個人貯蓄の金額を、34.個人貯蓄として計上した。その額は清田村 14,620 円、国里村 9,452 円である。一方、表 7 の左側は、貯蓄がどのような形で村内における資本形成のために投資されたかを示す。村内の住宅と家具および農具の新調・修繕費と村役場の土木費支出とを合計した、グロス表示の 31.村内投資の額は、清田村 4,989 円、国里村 3,725 円である。この額を表 4 の 9.村民総生産への総支出で除すると、村内の資本形成比率が求められる。その値は、清田村で 3.7%、国里村で 7.2%である。現在の資本形成比率と比較すると値が低いように思われる。

さて、34.個人貯蓄から 31.村内投資を減じると、貯蓄が資本形成の額を清田村で 9,630 円、国里村で 5,727 円、それぞれ超過している。だが、原資料には数字として記載されていない公債や株式の購入などがあったと思われる。そこで、両村の金融資産から、公債や株式の購入額の推計を試みた。『清田村・国里村々是』に記載された金融資産額は、清田村 46,761 円、国里村 18,635 円であ

る²⁸。このうち、債券・貯金などの合計額は、清田村 30,297 円、国里村 12,518 円であり、いわゆる筆筒貯金と思われる「農業家流通資金」、「工業家流通資金」、「商業家流通資金」、「雑業家流通資金」の合計額は、清田村 16,464 円、国里村 6,117 円である。金融資産額に占める割合を求めると前者が清田村 65%、国里 67%、後者が清田村 35%、国里村 33%となる。両村を平均すると金融資産の比は、ほぼ 2 対 1 となる。そこで、清田村と国里村の貯蓄と資本形成の差額に 0.66 を乗じた額を、公債や株式の購入すなわち 32.村外への投資として、清田村 6,356 円、国里村 3,779 円を計上した。しかし、この額を計上してもなお、貯蓄が投資を清田村で 3,274 円、国里村で 1,947 円超過している。

[表 8 挿入：村外勘定]

表 8 は、村外勘定である。この勘定は、対外関係取引を示すものであり、村外からみる勘定構成となる。よって、左側が受取、右側が支払となる。左側の村外からの受取は 36.輸出と 37.国・県からの村役場への移転(国・県から村役場への交付金)、38.国からの移転所得(恩給・勲章年金)、39.海外からの移転所得(海外からの送金)からなり、その合計額である 40.村外からの全受取は、清田村 76,132 円、国里村 24,026 円である。右側の村外からの支払は 41.輸入(ここで、41.輸入は、『清田村・国里村々是』の「物資輸出入表」に記載された物財の輸入額に、表 5 の 10.個人消費から推計されたサービスの輸入額、表 7 の 32.村外への投資額を加えた額である)、42.村役場から国・県への移転、43.村役場から他町村への移転からなり、44.村外への全支払は、清田村 58,318 円、国里村 26,347 円となる。

表 8 村外勘定では、清田村では、受取が支払を 17,814 円超過し、一方国里村では、逆に支払が受取を 2,321 円超過している。

ここでは、両村の対外関係全体をみてきた。そこでの勘定は不突合をしめしているが、『清田村・国里村々是』の「物資輸出入表」は、物的財に関する限り、その把握率は高いと思われる。そこで、村外市場との関連を具体的に示すために、ここで農業と工業についての輸出依存度を考察する。ここでは、各品目名【清田村輸出依存度(%)／国里村輸出依存度(%)】(ただし、輸出依存度が判明しない品目については「-」で示す)で、両村の輸出依存度を確認しよう。

①米【55／36】、大麦【21／27】、小麦【43／52】、玉蜀黍【98／-】、

²⁸ 中込編(1915)、pp.16-17、pp.74-75。

- 大豆【45／ -】、その他豆類【20／ -】
- ② 蔬菜類【46／52】、果実類【26／13】
- ③ 種苗類【11／2】
- ④ 桑【12／8】、繭【97／92】
- ⑤ 鶏卵【28／45】
- ⑥ 瓦煉瓦類【 - ／92】、藁細工類【 - ／68】

①は、穀類を中心にまとめた。米は、両村の平均でおよそ45%が輸出され、特に清田村のほうが国里村よりも約20%輸出依存度が高い。②の蔬菜類は、両村が甲府市近郊にあるため輸出依存度が高くなる。果実類については、蔬菜類に比べると輸出依存度は低くなるが、それでも清田村では4分の1強を輸出している。③種苗類は、両村ともに輸出依存度は高くない。それは、村内での生産に用いられるからである。④桑の輸出依存度も高くはないが、それは繭を生産してその繭を村外へ輸出するからである。製糸工場の存在しない両村では、繭の市場依存度が高く、90%以上を村外へ輸出している。⑤鶏卵は、清田村で生産量の3割弱、国里村ではほぼ半分を輸出している。⑥瓦煉瓦類は、先に見たように中央線の敷設に使用されたりしたため、そのほとんどが輸出されている。また、農家副業が中心と思われる藁細工もその7割近くが輸出されていた。

甲府市近郊の両村では、その市場向けの生産が行われていた。そのため、全体的に輸出依存度は高くなったのであろう。実際、物的財のみの輸出入に限ると、清田村29,845円、国里村4,834円の輸出超過であることが分かる²⁹。

[表4挿入：村民総生産と総支出勘定]

以上、4つの勘定体系を提示したが、最後に表5～表8から作成される表4村民総生産と総支出勘定を見ていこう。ここでは、左側に村民所得の成立が、右側にその支出の形態が示されている。左側は、1.間接税(25)と2.要素価格表示の村民所得(14)からなり、3.市場価格表示の村民生産は、清田村122,746円、国里村58,941円である。右側の支出は、4.民間部門による財およびサービスの消費(10)、5.財およびサービスへの村役場・耕地整理組合支出(19)・(20)、6.村内投資(31)、7.輸出(36)を足し上げ、それから輸入(41)を減じた額である。右側の合計額である9.村民総生産への支出は、清田村133,982円、国里村52,045円が計上されている。そして、清田村では総支出が総生産を11,236円超過し、

²⁹ 中込編(1915)、pp.58-60、pp.114-116より計算。

逆に国里村では、総生産が総支出を 6,896 円超過している。

4-4 推計の問題点とその改善策

前項では町村是を用いた「村民経済計算」の推計を行った。その結果は、表 5 の個人勘定を除いて不突合が生じている。そのため、前項で行った推計の順番にそって、その問題点と現時点での改善策を述べる。

まず、表 6 村役場勘定についてである。今回使用した『清田村・国里村々是』が作成された清田村と国里村は組合村であり、両村で村役場は一つである。「歳入出精算表」は、清田村、国里村、組合村の計 3 つ作成されており、表 6 はこれを使用した。組合村の「歳入出精算表」から、組合村への負担額が、清田村 65%、国里村 35%であることが判明し、この割合にもとづいて、両村に按分した³⁰。このため、勘定のバランスがとれていないのかもしれない。もうひとつは、19.財及びサービスへの村役場支出と 27.村役場サービスの産出との関係である。今回は、現在の「国民経済計算」の慣行に従った推計をおこなった。すなわち、村役場サービスの産出を支出から推計している。だが、政府のサービス産出は、明らかにコストよりも低いと思われる。よって、本来ならば、27.村役場サービスの産出は、19.財およびサービスの村役場支出よりも少ないはずである。その結果、勘定体系のバランスが改善されることが期待される。

次に表 7 資本形成勘定は、34 個人貯蓄が、村内および村外への投資額を上回っている。今回は、家具、農具、雑用具、住宅、および村役場の土木費から推計した。しかし、各農家が農地の畦などを整備することも資本投資である。

また、教育費の支出は人的資本への投資ということも可能であろう。加えて、表 7 の資本形成勘定については、家計における耐久消費財の購入を投資として扱うことにより、収支勘定を少し改善できると思われる。この点をもう少し具体的に述べよう。

「国民経済計算」の慣行では、企業部門では通常「資本支出」として扱う消費支出も家計部門では、「経常支出」としてあつかう。たとえば個人がパーソナル・コンピューターを購入すると「消費支出」となり、企業が購入すると「資本形成支出」となる。乗用車をはじめ住宅を除いてその他の耐久消費財についても同じ扱いである³¹。戦前および戦後しばらくの間、消費者が流行の変化に敏感に変化する以前には、被服は家計における耐久財(資産)であった。実際、『清田村・国里村々是』においても被服ストックは調査されており、他県の町村에서도被服ストックが調査され、被服の消費額がストックからの減価償却として

³⁰ 『清田村・国里村々是』, p.253。

³¹ この問題は、中村(1999)、pp.83-87 において論じられている。

推計されている³²。実際、清田村と国里村においても一戸当たりのストック額で、被服が家具・雑用具を若干上回っている³³。これは、消費行動においてストックを補充するという動機が強かったことを含意する。よって、表 5 の 10. 個人消費(b)被服の一部を 31. 村内投資に計上することも許されるであろう。

以上の点が考慮されると、前項で示した両村の資本形成比率(清田村 3.7%、国里村 7.2%)の低さも、改善されると思われる。

つづいて、表 8 の村外勘定における輸出入の額についてである。先に見たように、清田村では村外からの受取が支払を超過し、反対に、国里村では村外への支払が受取を超過している。両村ともに不突合が生じているが、符号が逆である。すなわち、清田村では輸入について、国里村では輸出についての把握が不十分である可能性を有する。清田村における輸入の過小は、把握されにくいサービスの輸入と考えられる。国里村については、何らかの理由で輸出が把握されなかったのであろう。この問題を、表 4 の村民総生産と総支出勘定との関係で考える。

表 4 の村民総生産と総支出勘定は、清田村では総支出が総生産を 11,236 円超過し、国里村では反対に総生産が総支出を 6,896 円超過する。表 8 村外勘定において、清田村は 17,814 円の輸出超過、国里村は 2,321 円の輸入超過である。仮にこの額が把握されていない両村の輸出入額であるならば、表 4 村民総生産と総支出勘定の右側の 8.(控除)輸入額に清田村 17,814 円、7. 輸出額に国里村 2,321 円を加えると、9. 村民総生産への総支出は、清田村 116,168 円、国里村 54,366 円となり、表 4 の勘定は両村とも総生産が総支出を、清田村 6,577 円、国里村 4,575 円の超過となり、現時点の推計値よりも収支のバランス勘定が改善される。

おわりに

歴史統計を用いた所得推計において、仮定された付加価値率および所得率から所得推計の作業が進められることが多い。今回の分析は、町村是に記載された生産コスト、すなわち実際の中間財投入額を用いた所得推計を行い、その所得額から「国民経済計算」に準じた「村民経済計算」の推計を試みた。その結果、現時点の推計値は改善の余地を含むものである。よって、『清田村・国里村々是』の 3 つの勘定体系、すなわちフロー勘定の「収入及支出」、「町村内外輸出入総額」、およびストック勘定の「町村共有財産、貯蓄金額」の整合性を保持した、「村民経済計算」の推計を行うことが今後の課題である。

³²尾関(2003)、pp.96-100 を参照。

³³斎藤・尾関(2004)、pp.177-178 を参照。

資料

- 中込茂作編(1915). 『山梨県西山梨郡清田村・国里村々是』山梨県西山梨郡清田村外一カ村組合役場
- 『山梨日々新聞』(1903a). 「郡是及町村是調査方針(一)」、
明治 36 年 6 月 6 日
- 『山梨日々新聞』(1903b). 「郡是及町村是調査方針(二)」、
明治 36 年 6 月 7 日

参考文献

- 穂本洋哉(1988). 『前工業化時代の経済——「防長風土注進案」による数量的接近——』ミネルヴァ書房
- 梅村又次他(1966). 『長期経済統計 9 農林業』東洋経済新報社
- 荏開津典生(1985). 『農業統計学』明文書房
- 大川一司他(1974). 『長期経済統計 1 国民所得』東洋経済新報社
- 大橋博(1982). 『地方産業の発達と地主制』臨川書店
- 尾関学(2003). 「フローとストックの被服消費—明治後期茨城県「町村是」による分析—」『社会経済史学』第 69 卷第 2 号
- 尾高煌之助・山内太(1993). 「大正期農家貯蓄の決定要因——新潟県蒲原の村是による考察——」『経済研究』(一橋大学経済研究所)、第 44 卷第 4 号
- 尾高煌之助・山内太(1994). 「経済データとしての町村是の性質——新潟県村是の資料的検討——」『社会科学研究所』(東京大学社会科学研究所)、第 46 卷第 1 号
- 経済企画庁経済研究所(1969). 『長期経済統計整備改善に関する研究〔Ⅲ〕—昭和 43 年度報告書(経済研究調査資料 No.1)』経済企画庁経済研究所
- 斎藤修(1985a). 「明治初年農家世帯の就業構造——山梨県下 4 カ村『人別調』の分析(1)——」『三田学会雑誌』78 卷 1 号
- 斎藤修(1985b). 「明治初年農家世帯の就業構造——山梨県下 4 カ村『人別調』の分析(2)——」『三田学会雑誌』78 卷 2 号
- 斎藤修・尾関学(2004). 「第一次世界大戦前の山梨農村における消費の構造」有泉貞夫編『山梨近代史論集』岩田書院、所収
- 斎藤萬吉(1912). 「町村是調査」『帝国農会報』2-3
- 佐々木豊(1970). 「村是調査の構造と論理—その調査様式を中心に—」『農村研究』(東京農業大学)第 31 号
- 佐藤正広(1986). 「明治前期の地域経済——1890 年富山県の場合——」『経済研究』第 37 卷第 1 号

- 白川一郎・井野靖久(1994). 『ゼミナール SNA 統計 見方・使い方』 東洋経済新報社
- 全国農事会編(1901). 『町村是調査標準』
- 内閣統計局(1928). 『大正十四年における国民所得』
- 内閣統計局(1934). 『昭和五年国民所得調査報告書』
- 中村洋一(1999). 『SNA 統計入門』 日本経済新聞社
- 西川俊作(1985). 『日本経済の成長史』 東洋経済新報社
- 西川俊作・石部祥子(1975a). 「1840年代の三田尻宰判の経済計算(1)」『三田学会雑誌』 68巻9号
- 西川俊作・石部祥子(1975b). 「1840年代の三田尻宰判の経済計算(2)」『三田学会雑誌』、68巻10号
- 農林省統計情報部・農林統計研究会編(1975). 『農業経済累年統計第3巻 農家経済調査史』 農林統計研究会
- 浜野潔(2000). 「明治初年の農家別物産統計について——生産額と所得分布推計の試み——」『古文書研究』 第52号
- 土方成美(1933). 『国民所得の構成』 日本評論社
- 松本貴典(2004). 「近代日本の地域経済発展」、同編著『生産と流通の近代像』 日本評論社、所収
- 柳田國男(1911/91). 「農業経済と村是」『時代ト農政』 聚精堂(ただし、本稿では、『柳田國男全集 29』ちくま文庫版、筑摩書房を使用する)
- 山田雄三編著(1951/57). 『日本国民所得推計資料』 東洋経済新報社

表1 山梨県『清田村・国里村々是』の「収入支出一覧表」

(単位:円)

番号		収入		番号		支出		収支	
A 清田村									
1	農業収入	139,371.421		13	生計費	73,619.465			
2	竹林収入	44.560		14	冠婚葬祭費	8,857.500			
3	工業収入	1,027.000		15	社交及娯楽費	3,394.450			
4	水産収入	10.000		16	教育費	2,181.240			
		[15.000]		17	衛生費	1,696.230			
5	商業収入	1,406.000		18	農業生産費	37,920.204			
		[28,940.000]		19	報酬及賃金	2,226.000			
6	雑業収入	2,334.500		20	諸税負担額	7,989.951			
		[3,643.200]				[6991.951]			
7	農家副業収入	408.980		21	支払小作料	22,512.700			
		[555.700]		22	借金利子	5,290.760			
8	労働賃金	1,703.000		23	公益出資寄付喜捨其他	1,514.340			
9	自家産出肥料	5,362.186							
10	貯蓄貸金利子	2,732.163							
11	受取小作料	878.937							
12	雑収入	5,452.870							
合計		160,731.617				167,202.840		-6,471.187	
								一戸当	-30.669
								一人当	-5.574
B 国里村									
1	農業収入	58,512.589		13	生計費	35,718.197			
2	竹林収入	34.095		14	冠婚葬祭費	4,194.500			
3	工業収入	1,069.000		15	社交及娯楽費	1,174.650			
4	水産収入	17.000		16	教育費	865.420			
		[25.500]		17	衛生費	636.550			
5	商業収入	236.000		18	農業生産費	13,539.827			
		[7,862.000]		19	報酬及賃金	1,279.000			
6	雑業収入	1,623.000		20	諸税負担額	2,800.460			
		[2,029.700]		21	支払小作料	11,337.941			
7	農家副業収入	517.350		22	借金利子	1,697.200			
		[621.890]		23	公益出資寄付喜捨其他	405.660			
8	労働賃金	411.000							
9	自家産出肥料	3,595.921							
10	貯蓄貸金利子	1,072.183							
11	受取小作料	2,049.716							
12	雑収入	2,768.850							
合計		71,906.704				73,649.405		-1,742.471	
								一戸当	-15.700
								一人当	-2.866

出典 『清田村・国里村々是』、 p.57 , p.113。

註 収入欄の4.水産収入、5.商業収入、6.雑業収入、7.農家副業収入は、
原資料では所得額(=付加価値額)で記載されている。ここでは、収入額(=生産額)をブラケット内に示す。
第3節の所得推計(表3を参照)では、ブラケット内の数値を利用する。

表2 清田村と国里村の職業別戸口数

	農業				工業				商業				雑業				合計			
	戸口	男	人口 女	計	戸口	男	人口 女	計	戸口	男	人口 女	計	戸口	男	人口 女	計	戸口	男	人口 女	計
A 清田村																				
専業	170	546	482	935	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170	453	482	935
兼農業	-	-	-	-	1	9	4	13	4	12	8	20	7	17	19	36	12	38	31	69
兼工業	5	14	10	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	14	10	24
兼商業	9	26	31	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	26	31	57
兼雑業	13	38	32	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	39	37	76
合計	197	531	555	1086	1	9	4	13	4	12	8	20	7	17	19	36	211	570	591	1161
B 国里村																				
専業	90	243	253	496	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90	243	253	496
兼農業	-	-	-	-	5	21	17	38	-	-	-	-	3	7	5	12	8	28	22	50
兼工業	3	11	14	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11	14	25
兼商業	3	8	6	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	8	6	14
兼雑業	4	10	6	16	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	4	7	7	13	10	23
合計	100	272	279	551	5	21	17	38	-	-	-	-	6	10	9	19	111	303	305	608

出典 『清田村・国里村々是』、pp.7-8, pp.66-67。

註 ただし、清田村の農業欄の兼雑業の戸数が、合計欄の兼雑業の戸数と一致しない(前者が2戸少ない)ため、各業種の合計戸数が、合計欄の戸数と一致しない(各業種の合計戸数が、合計欄の戸数より2戸少ない)。

表3 清田村と国里村の「生産所得」と付加価値率

A 清田村	収入額		中間財投入額		(単位:円)		(単位:%)	
	番号	金額	番号	金額	生産所得額	付加価値率	生産所得に占める割合	
農林業	1	139,371.421	9	5,362.186	106,188.483	0.727	95.96%	
	2	44.560	18	31,910.118				
	8(1)	710.500	22	2,645.380				
	8(2)	542.500						
	8(3)	75.000						
	9	5,362.186						
計		146,106.167		39,917.684				
工業	3	1,027.000	3	821.600	205.400	0.200	0.19%	
水産業	4	15.000	4	5.000	10.000	0.667	0.01%	
商業	5	28,940.000	5	27,534.000	1,481.000	0.051	1.34%	
	8(4)	75.000						
計		29,015.000		27,534.000				
雑業	6	3,643.200	6	1,308.700	2,334.500	0.641	2.11%	
農家副業	7	555.700	7	114.320	441.380	0.794	0.40%	
生産所得		180,362.067		69,701.304	110,660.763	0.513	100.00%	
							(算術平均)	
B 国里村								
農林業	1	58,512.589	9	3,595.912	48,625.769	0.776	93.81%	
	2	34.095	18	9,625.315				
	8(1)	195.000	22	848.600				
	8(2)	340.000						
	8(3)	18.000						
	9	3,595.912						
計		62,695.596		14,069.827				
工業(イ)	3	3,200.000	3	2,449.000	814.600	0.232	1.57%	
工業(ロ)	3	318.000	3	254.400				
計		3,518.000		2,703.400				
水産業	4	25.500	4	8.500	17.000	0.667	0.03%	
商業	5	7,862.000	5	7,626.000	236.000	0.030	0.46%	
雑業	6	2,029.700	6	406.700	1,623.000	0.800	3.13%	
農家副業	7	621.890	7	104.550	517.340	0.832	1.00%	
生産所得		76,752.686		24,918.977	51,833.709	0.556	100.00%	
							(算術平均)	

註 『清田村・国里村々是』より作成。
 表中の番号は、表1の番号に対応する。

表4 村民総生産と総支出勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
1	間接税 (25)	167.890	-	4	民間部門による財およびサービスの消費(10)	102,178.555	46,989.243
2	要素価格表示の村民所得(14)	122,578.350	58,941.905	5	財およびサービスへの村役場・耕地整理組合支出(19)・(20)	7,232.726	2,029.944
				6	村内投資(31)	4,989.638	3,725.340
				7	輸出(36)	74,844.284	23,685.050
				8	(控除)輸入(41)	-55,262.803	-24,384.437
3	市場価格表示の村民総生産	122,746.240	58,941.905	9	村民総生産への総支出	133,982.400	52,045.140
					不突合	-11236.160	6896.765

表5 個人勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
10	個人消費(4)	102,178.555	46,989.243	14	所得(2)	122,578.350	58,941.905
	(a)食料	48,758.076	22,128.454		(a)生産所得	110,660.763	51,833.709
	(b)被服	6,168.254	2,860.213		(b)民間サービス所得	3907.400	1718.03
	(c)消耗品費	4,705.205	2,514.255		(c)労働賃金(子守)	245.000	23.000
	(d)冠婚葬祭費	8,357.500	4,194.500		(d)貯蓄貸金利子	2,645.380	848.600
	(e)社交及娯楽費	3,394.450	1,174.650		(e)地代(受取小作料)	878.937	2,049.716
	(f)教育費	2,181.420	865.420		(f)雑収入	4,240.870	2,468.850
	(g)衛生費	1,696.230	636.550	15	村役場からの移転所得(21)	0.585	0.315
	(h)家庭内サービス(子守)	245.000	23.000	16	国からの移転所得(38)	512.000	-
	(i)地代(支払小作料)	22,512.700	11,337.941	17	海外からの移転所得(39)	700.000	300.000
	(j)借金利子(生計費)	2,645.380	848.600				
	(k)公益出資寄付金喜捨其他	1,514.340	405.660				
11	直接税(26)	6,991.951	2,800.460				
12	貯蓄(34)	14,620.429	9,452.517				
13	全個人支出	123,790.935	59,242.220	18	全個人所得	123,790.935	59,242.220
					不突合	0.000	0.000

表6 村役場勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
19	財およびサービスへの村役場支出(5)	4,482.000	2,011.789	25	間接税(1)	167.890	-
20	財およびサービスへの耕地整理組合支出(5)	2,750.726	18.155	26	直接税(11)	6,991.951	2,800.460
21	村民への移転支出(15)	0.585	0.315	27	村役場サービスの産出	4,482.000	2,011.789
22	村役場から国・県への移転(42)	2,905.640	1,913.770	28	国・県からの村役場への移転(37)	76.259	41.062
23	村役場から他町村への移転(43)	149.951	85.410	29	耕地整理組合費	2,750.726	18.155
24	村役場支出	10,288.902	4,029.439	30	村役場収入	14,468.826	4,871.466
					不突合	-4179.924	-842.027

表7 資本形成勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
31	村内投資(6)	4,989.638	3,725.340	34	個人貯蓄(12)	14,620.429	9,452.517
32	村外への投資(41)	6,356.322	3,779.937				
33	資本勘定の支払	11,345.960	7,505.277	35	資本勘定の受取	14,620.429	9,452.517
					不突合	-3,274.469	-1,947.240

表8 村外勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
36	輸出(7)	74,844.284	23,685.050	41	輸入(8)	55,262.803	24,348.437
37	国・県から村役場への移転(28)	76.259	41.062	42	村役場から国・県への移転(22)	2,905.640	1,913.770
38	国からの移転所得(16)	512.000	-	43	村役場から他町村への移転(23)	149.951	85.410
39	海外からの移転所得(17)	700.000	300.000				
40	村外からの全受取	76,132.543	24,026.112	44	村外への全支払	58,318.394	26,347.617
					不突合	17,814.149	-2321.505